



後期高齢者医療制度について

1 保険料の決定 / 通知書 2 資格確認書等

保険料の減免および徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となる時、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。

詳しくは、お問い合わせ先へご相談ください。

2 7月中旬に新しい資格確認書等が届きます(年齢基準日:令和8年8月1日)

8月1日以降に医療機関等にかかるときは、マイナ保険証もしくは新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

- 85歳以上の方 → 「資格確認書」
- 84歳以下かつマイナ保険証の利用登録が「ない」方 → 「資格確認書」
- 84歳以下かつマイナ保険証の利用登録が「ある」方 → 「資格確認のお知らせ」

マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により「資格確認書」を交付します。

詳しくは、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。→

資格確認書等の交付について (HP <https://www.kouiki-hyogo.jp/seido/1001924.html>)



医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

資格確認書またはマイナンバーカードを保険医療機関等の窓口で提示することで、かかった医療費のうち、「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。

また、同一の医療機関で1カ月(同じ月内)の医療費の一部負担金が高額になったときは、「自己負担限度額(月額)」までの支払いとなります(同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します)。

詳しくは、兵庫県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。→

一部負担金について (HP <https://www.kouiki-hyogo.jp/seido/1001726/1001727.html>)

自己負担限度額について (HP <https://www.kouiki-hyogo.jp/seido/1001472/1001543.html>)



1 後期高齢者医療制度の保険料が決定しました / 7月中旬に通知書が届きます

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました

「子ども・子育て支援金制度」とは、少子化対策の抜本的強化のため、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされました。

そのため、後期高齢者医療制度においても、新たに「子ども・子育て支援(納付)金」が保険料に加わります。

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。

保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直し、子ども・子育て支援(納付)金分(子ども分)は、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。令和8年度の保険料額は以下のとおりです。

なお、1人当たりの保険料は「医療分」と「子ども分」の合計額(③+⑥)となります。

● 医療分

① 均等割額 被保険者 1人当たり 58,427円	+	② 所得割額 (総所得金額等 ^{注1} - 基礎控除額43万円) × 所得割率 10.77%	=	③ (①+②) 年保険料額 [賦課限度額] 85万円
------------------------------------	---	---	---	-------------------------------------

● こども分

④ 均等割額 被保険者 1人当たり 1,351円	+	⑤ 所得割額 (総所得金額等 ^{注1} - 基礎控除額43万円) × 所得割率 0.24%	=	⑥ (④+⑤) 年保険料額 [賦課限度額] 2万1千円
-----------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

③+⑥ 合計 年保険料額 [賦課限度額] 87万1千円

注1 総所得金額等とは収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません)を引いた金額です。

所得の低い方の軽減(令和8年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員 + 世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)		
	医療分	子ども分	合計
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	7.2割 ^{注2}	7割	16,359円 405円
基礎控除額(43万円) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	5割	5割	29,213円 675円
基礎控除額(43万円) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	2割	2割	46,741円 1,080円

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

注2 令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります。

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者であった方は、所得割額は0円です。また、被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減されます。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。



人権文化の創造をめざして — 学ぼう人間の尊厳 —

249

たつの市民文化推進協議会総会記念講演

たつの市民文化推進協議会総会後には、講師に東本願寺解放運動推進本部本部委員の阪本仁さんをお迎えし、「宗教と部落差別」と題した講演会を行いました。



講演の中で、宗教は日本の文化や生活になじみ、良い面でも悪い面でも人々の生活に影響を与えてきたと話されました。それ故に、仏典の中にある差別につながる言葉などのように考えていくのが問題であると続けられました。

部落差別については、江戸時代に形成されたものであるが、明治時代の身分制の廃止後も、それまでの社会の中で築かれた差別意識や日本の近代化に伴う優生思想とつながってきた20世紀の差別であり、日本固有の差別であると説明さ

- ① 自分で勝手に歴史はこうだと決めつけずに、アップデートしていくこと
 - ② 「部落差別を知らなかった」という言葉で責任から逃れないこと
 - ③ 自分自身の思考力、判断力、信念をしっかりと持つこと
 - ④ 差別の根を断ち切るために交流を図ること
 - ⑤ 周りの人を尊敬して大事にする
- などと話され、私たちが克服しようとしている差別の種はぜひとも取り除いて、差別が拡大しないよう、差別を再構築しないように考えていきたいと思います。

▼ 人権教育推進課 (☎64・3182)